

2026年10月14日
四国電力送配電株式会社

最終保障供給約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第20条第1項^{※1}の規定に基づき、「最終保障供給約款^{※2}」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

1. 主な変更内容

(1) 料金単価等の見直し

四国電力株式会社の標準的な料金メニュー^{※3}の料金単価が見直されることを踏まえ、「最終保障供給約款」の料金単価等を見直しました。

(2) 大規模需要の系統接続に係る規律

国の審議会^{※4・5}において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、特別高圧の需要地点について、

- ・供給承諾から工事費負担金の入金までの期限を3ヶ月以内とし、期限が守られない場合は当該地点の契約申込を解除すること
- ・供給対策工事および技術検討の結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込の不備または変更が発生した場合は契約申込を取り消すことが整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

2. 実 施 日

2026年11月1日を予定しています。

3. 添 付 資 料

[最終保障供給約款変更届出書](#)

※1：電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が電気の供給を保障する際の電気の供給に係る料金その他の供給条件について定めたもの。

※３：四国電力株式会社における、高圧・特別高圧の電気需給条件および電気供給条件による契約種別。

※４：第４回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（２０２５年９月２４日開催）

※５：第１０回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（２０２６年４月１６日開催）

以 上